

世羅町教育大綱
(令和8年度～令和12年度)

令和8年4月

広島県世羅町

はじめに

世羅町は、広島県中東部の丘陵地に位置し、豊かな自然環境と長い歴史、文化、そして農業を基幹とした地域の営みに支えられて発展してきました。近年、少子高齢化や人口減少、社会構造の変化、ICTの進展など、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、子どもたちが自ら考え、学び、行動する力を育むとともに、多様な価値観を尊重し、地域社会とともに生きる力を培う役割がますます求められています。

本町では、これからの時代を見据え、将来にわたって持続可能な地域社会を築くために、町の将来像とまちづくりの方向性を示す「世羅町第3次長期総合計画」を策定し、各分野で施策を進めています。本教育大綱は、その理念を踏まえ、教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本的な方向を定め、令和8年度から12年度までの5年間、町全体で教育行政を推進するための指針とするものです。

子どもたち一人ひとりが、豊かな心と確かな学力を身につけ、夢や志を持って未来を切り拓くことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めると共に、町民が自ら参加し生涯にわたって学び続ける機会を更に充実させます。また、地域の多様な資源を生かした特色ある教育を展開し、ふるさとを誇りに思いながら、広い視野と柔軟な思考をもって社会に貢献できる人材を育成します。

世羅町は本大綱に基づき、教育行政を着実に進め、子どもたちの健やかな成長と町民全世代の学びの充実したまちを実現してまいります。特に世羅町の未来を担う子どもたちが、ふるさとに誇りと愛着を持ち、広い視野と豊かな創造力を備え、互いに尊重し合いながら、多様な人々と協働して社会を築いていく姿をめざします。

教育の力を町の花へとつなげ、地域全体が共に学び、未来を創造する、持続可能で活力あるまちづくりを進めてまいります。

令和8年4月

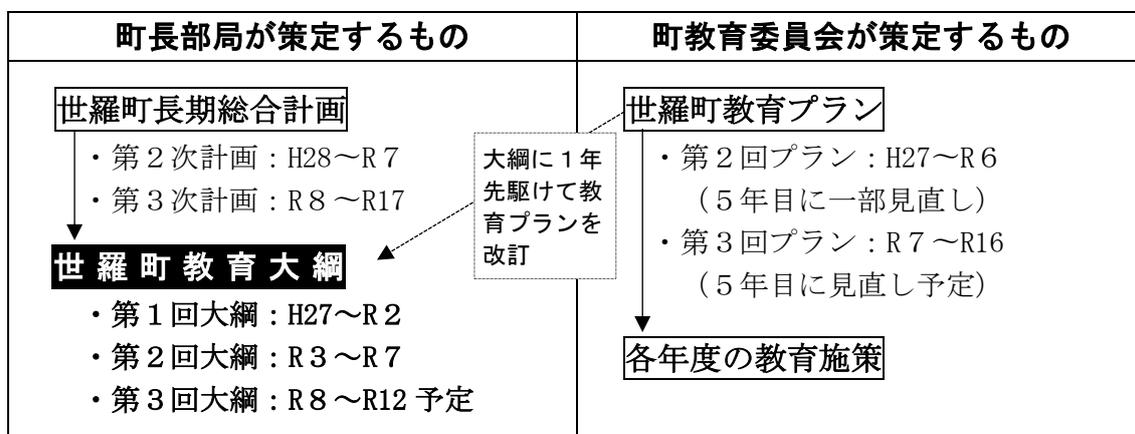
世羅町長 **奥田 正和**

1 世羅町教育大綱について

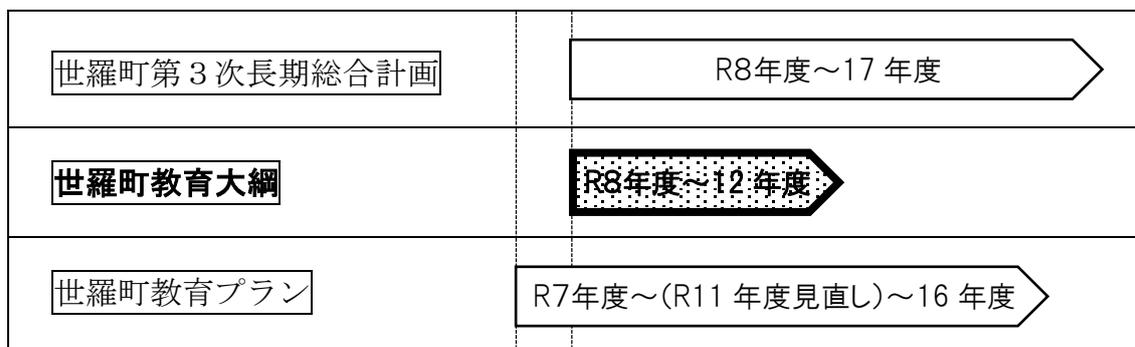
(1) 大綱の位置づけ・趣旨等

- 法律上の位置づけ
 - ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3において、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱を定めるものとされている。
- 大綱の意義
 - ・教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱は、町の将来像や地域の実情等を踏まえ、教育行政の基本的な方向を明確にするとともに、町民と学校・家庭・地域が一体となって教育を進めるための共通の指針となるものである。

(2) 各種計画との関係



(3) 大綱及び関連施策等の期間



2 基本理念・基本目標・基本方針

1 基本理念

世羅町は、豊かな自然と人の温もりに恵まれ、歴史や文化を大切にしながら、地域の力で発展してきた町である。これからの時代を生きる子どもたちが、確かな学力と豊かな心を身につけ、自らの可能性を信じて主体的に生きる力を育むことが、町の未来を支える基盤となる。本大綱では、世羅町第3次長期総合計画の基本理念「つなげる未来 人があつまる ふるさと世羅 ～住み続けたい町・心豊かに健康で安心して暮らせる町～」を踏まえ、持続可能な地域社会の実現をめざす。教育は町づくりの根幹であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、町全体で学びを支えることが求められる。世羅町では、全ての世代が学びを通じて成長し、互いに支え合う「学びの循環するまち」の実現をめざし、誰もが誇りと希望をもって生きることのできる社会の構築に取り組む。

基本目標1 主体的に学び、確かな学力を身につける人づくり

学校教育における「主体的、対話的で深い学び」を充実させたい。

そのために、これまで本町で積み上げてきた教育環境を更に高めていく。

- (1) ICT を活用した主体的な学びの充実
- (2) 探究的な学習による課題解決力の育成
- (3) 読書活動の推進による言語力・表現力の向上
- (4) 幼保小・小中高の連携強化による学びの連続性の確保
- (5) 教職員研修の充実による授業の質の高まり

基本目標2 思いやりと感性を育み、心身ともに健やかに生きる人づくり

自分も人も大切に作る心と、体験に基づいた豊かな人間性を育成したい。

そのために、地元高校や地域住民とのつながりを大切にしたい機会を作る。

- (1) 道徳教育・体験活動による思いやりの涵（かん）養
- (2) 文化・スポーツ活動による豊かな心と協働する力の育成
- (3) 特別支援教育・不登校支援による安心して学べる環境づくり
- (4) 高等学校との連携による進路・学習機会の拡充
- (5) 食育・防災教育による健康で安全な生活習慣の形成

基本目標3 ふるさとを愛し、共に支え合う地域を築く人づくり

地域の歴史や風土に触れ、自分の住むまちへの理解と愛着を深めたい。
そのために、地域の人・もの・出来事・情報を生かした学習機会を創出する。

- (1) 郷土学習の推進による地域理解と愛着の醸成
- (2) 地域行事・ボランティア参加による地域参画意識の育成
- (3) 文化財等の調査・研究・保護とその活用による学習機会の充実
- (4) 学校・家庭・地域の協働による地域ぐるみの教育体制の構築

基本目標4 誰もが学び続けることができる社会の実現

子どもから大人までが、生涯にわたって学び続ける町でありたい。
そのために、各団体が主体的に活動するための支援と環境整備を進める。

- (1) 生涯学習・文化・芸術・スポーツ活動の推進
- (2) 家庭教育支援の充実による家庭と学校の協働強化
- (3) 子育て世代への学習支援の充実
- (4) 図書館等社会教育施設の整備・活用による学習拠点づくり

基本目標5 教育を支える安全で持続可能な環境の整備

将来を担う子どもたちの学びの環境をよりよいものにしたい。
そのために、先の見通しを持ち、施設整備や指導環境整備等を充実させる。

- (1) 学校施設の計画的改修による安全・安心な学習環境の整備
- (2) ICT 環境整備による学習基盤の強化
- (3) 小中学校再編整備を見据えた教育環境の改善
- (4) 教職員の働き方改革による指導環境の充実
- (5) 防災・安全対策の強化による安全な学校づくり

3 推進体制・計画期間・評価

本大綱に基づく教育行政の推進にあたっては、町長部局と教育委員会が緊密に連携し、情報共有や役割分担を明確にしながら、庁内横断的な体制を整える。こうした連携を土台とすることで、計画的かつ一貫性のある教育施策を推進する。また、町民・学校・家庭・地域がそれぞれの立場から関わり合い、協力して取り組むことで、地域全体で学びを支える体制を充実させ、多様な主体が参加することで、持続可能で質の高い教育行政の実現をめざす。

計画期間は令和8年度から12年度までの5年間とし、施策の進捗や社会情勢の変化を踏まえながら、必要に応じて柔軟に内容を見直す。

評価と改善のサイクルを確立し、よりよい教育環境の構築を図る。